

士別市いじめ防止基本方針

平成27年4月1日

平成30年5月1日改定

士別市教育委員会

はじめに

子どもは、それぞれが一人の人間としてかけがえのない存在であり、未来の希望である。そして、子どもは、一人ひとりの人権が尊重され、健やかに成長する権利を有している。

士別市では、「子どもの権利を保障し、子どもがいきいきと育つことを地域全体で支え合う仕組みを定めることにより、子どもとともに子どもにやさしいまちづくりを進める」ことを目的に「士別市子どもの権利に関する条例」（平成25年2月22日条例第11号）を制定した。

その中でも、子どもの心や体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの権利を著しく侵害するものであり、このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長することができる環境の実現に向けて、社会全体で取り組むべき重要課題として捉えている。

この考えに立ち、児童生徒のいじめの防止について、国の基本方針や道の条例等を参酌しながら、児童生徒の尊厳を保持し、児童生徒が互いに認め合い、支え合いながら、健やかに成長できることを目的に、家庭、学校、地域住民その他関係機関と連携し、本市におけるいじめの防止、早期発見、対処などを総合的に推進するために、「いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題であり、その防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むためにも、学校の内外を問わず、根絶に向けて努力することが重要である。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないよう、その防止等の対策においては、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるようにすることが必要である。

そして、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるため、家庭、学校、地域、市その他の関係機関との連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童

生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなくいじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◎ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◎ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◎ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◎ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◎ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◎ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◎ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや児童生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報する事が必要なものが含まれる。

3 いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- ◎いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- ◎いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ◎いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により起こり得る。
- ◎いじめは、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、起こり得る。
- ◎いじめは、児童生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「LGBT」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、起こり得る。

4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめにかかる行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて

行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめにかかる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめの解消の見極めにあたっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策委員会」を活用し、必要に応じて専門家を含めた組織で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校や家庭（保護者）は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 いじめに対する社会全体への啓発

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。いじめから児童生徒を救うためには、家庭、学校および関係機関に委ねるだけでなく、児童生徒を取り巻く大人一人ひとりがいじめの特性に関わる認識を深め、いじめ防止および問題解決に取りくんでいく責務があることを地域全体に啓発しなければならない。また、保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、親子の信頼関係を築き、児童生徒を「被害者」にも「加害者」にも「傍観者」にもさせないために、規範意識、生命を大切にし他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

いじめの特性

- ◎ いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる。
- ◎ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ◎ いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない。
- ◎ いじめは、卑怯な行為である。
- ◎ いじめは、気づかれないように行われることが多く発見しにくい。
- ◎ いじめは、暴行、恐喝、強要、器物破損、名誉毀損などの犯罪行為の可能性もある。

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のため市が実施する施策

市は、いじめの防止等のための対策を総合的に推進する。

(1) 組織等の設置

教育委員会に現にある「不登校・いじめ問題等対策連絡会」において、いじめの防止等の対策及び関係機関との連携を図るとともに、「不登校・いじめ問題等対策連絡会」の小委員会において、必要に応じて「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第 28 条に規定する重大事態に関わる調査を行う。

(2) 市または教育委員会が実施する施策

- いじめの防止等のために、家庭、学校、関係機関及び地域との連携を図り、相互に対策が行われるように努める。
- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備し、児童生徒や保護者への周知を図っていく。
 - ・ 通報、相談の窓口を置く。（青少年相談員、家庭児童相談員、各学校の心の教育相談員の窓口の解放）
- P T A や地域の関係団体と連携して、見守りや啓発活動を行う。
 - ・ P T A との意見交換や保護者を対象にした啓発活動を行う。
 - ・ 関係団体と連携して見守り活動の促進を図る。
 - ・ 児童生徒の人権やいじめに関する講演など、関係機関と連携して実施する。
- インターネットを通じて行われるいじめに対しては、警察など関係機関と連携して実態把握に努める。また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対応ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど必要な啓発活動を実施する。
- 定期的なアンケートや個人面談等により各学校が把握したいじめに関する情報について、定期的に報告を受け、必要な措置を講ずる。
- いじめを受けた児童生徒または保護者に対する支援、及びいじめを行った児童生徒に対する指導または保護者への助言を行う。
- 教育委員会は、いじめを行った児童生徒に対する出席停止の手続きに関し、必要な事項を教育委員会規則で定める。
- いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

2 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

学校（士別市立学校設置条例（平成 17 年条例第 77 号）第 2 条の規定に基づき設置された小学校、中学校、高等学校をいう。）は、学校いじめ防止基本方針を定め、いじめ防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」等を参考にして、学校として、いじめの防止等の取り組みについての基本的な方向や取り組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針には、いじめの防止のための取り組み、早期発見、早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処など、いじめの防止等全体にかかる内容を定める。策定した学校基本方針については、機会を設けて公開する。

学校基本方針を策定するにあたっては、保護者等地域の方や児童生徒等の考えも取り入れるように努める。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第 22 条の規定に基づき、「学校いじめ対策委員会」を組織する。「学校いじめ対策委員会」の役割の主なものとしては、以下のようなものが想定される。

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の策定・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- いじめの疑いにかかる情報があった時には、緊急に会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取やアンケート調査、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割
- 学校基本方針の策定や見直し、いじめの防止等の取り組みについて P D C A サイクルで検証を担う役割
- 被害児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策委員会」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割
- 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の調査

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

教育委員会及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、発生した際の対処等に当たる。

①いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、「学校に正義の風を起こす」という学校風土を醸成し、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。未然防止の基本として、児童生徒に心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

・「特別の教科道徳」をはじめ、人権を尊重すること、人を傷つけないこと、自他の命を大切にすることや互いに思いやる心を育て、ルールやマナーを守るなどの規範意識を身に付けるため、様々な機会を通じて道徳教育の充実を図る。

- ・体験活動を通して、自他を尊重する心や自尊感情を高めるため必要な取り組みを行う。
- ・児童生徒に対して、傍観者とならず、友人、教師、保護者、「学校いじめ対策委員会」、その他相談窓口への相談や報告など、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

②早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、わずかな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確な関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する事が必要である。

このため、日ごろから児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化やシグナルを見逃さないようアンテナを高く広範囲に保つ必要がある。

- ・「いじめ発見のポイント」などを活用して、日常的に児童生徒のわずかな変化を見逃さないようにする。
- ・定期的なアンケート調査や個人面談等を実施する。
- ・児童生徒や保護者の悩みを受け止めることができる相談体制の充実を図る。
- ・定期的な会議を開き、問題行動や支援を要する児童生徒の情報を共有する。

③いじめに関する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ・いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、迅速に保護者に事実関係を伝え、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- ・いじめたとされる児童生徒からは事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、いじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら迅速に保護者に連絡する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときには、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく警察に相談・通報する。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項各号に掲げる重大事態とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合

教育委員会または学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。ただし、これらの情報の提供にあたっては、教育委員会または学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(2) 調査結果の報告

教育委員会は、その調査結果を市長に報告する。

第4 その他

市は、本市のいじめ防止等の取り組み状況や国の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。